

ワンストップ特例申請書添付書類 貼付用台紙

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）または通知カード【コピー】

のりしろ

(表面)

- ・個人番号カードは、必ず表面と裏面を貼付
- ・通知カードは、必ず表面を貼付

のりしろ

(裏面)

- ・個人番号カードは、必ず表面と裏面を貼付
- ・通知カードは、表面の住所等に変更がある場合のみ貼付
- ・住民票の写し（個人番号あり）はここに貼付せず、台紙にクリップ止め等で添付

(2) 顔写真入り身分証明書のコピー（運転免許証・パスポート・身体障がい者手帳など）

のりしろ

(表面)

- ・顔写真、氏名、住所、生年月日がはっきりうつるよう貼付

のりしろ

(裏面)

- ・顔写真入りの身分証明書の表面の住所等に変更がある場合のみ貼付

(3) 顔写真なしの身分証明書のコピー（健康保険証・年金手帳など）

のりしろ

(1つめ)

- ・(2)で顔写真入り身分証明書を貼付した場合は不要
- ・顔写真、氏名、住所、生年月日がはっきりうつるよう貼付
- ・顔写真なしの身分証明書のコピーは、必ず2つ貼付

のりしろ

(2つめ)

- ・(2)で顔写真入り身分証明書を貼付した場合は不要
- ・顔写真、氏名、住所、生年月日がはっきりうつるよう貼付
- ・顔写真なしの身分証明書のコピーは、必ず2つ貼付

●確定申告・住民税申告が不要な給与所得者・年金所得者の方へ
ワンストップ特例制度のご案内と添付資料について

- 寄附の申込時にワンストップ特例の申請をすることで、地方自治体間で通知を行い、寄附者が居住している市区町村において翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税の寄附金控除、住民税の寄附金税額控除相当額）が適用されます。
- ワンストップ特例申請書へのマイナンバーを記載してください。

令和 年 寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日	期	整理番号			
住 所		フリガナ			
		氏名			
電話番号		個人番号			
		生年月日		前大昭 ⑨令	

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなくご記入ください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2. 申告の特例の適用に関する事項

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

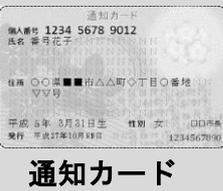
①、②に該当するかを確認し、
（チェック）してください。

●ワンストップ特例制度の適用を受ける際の注意事項

- ✓ ワンストップ特例の申請をした方が、確定申告や住民税申告を行った場合、特例は無効となります。確定申告や住民税申告をする場合は、寄附金についても忘れずに申告してください。
- ✓ ワンストップ特例の申請書は必ずご返送ください。申請書の提出は、寄附をした翌年の1月10日必着となりますのでご注意ください。

●添付書類【個人番号を確認する書類+本人であることを確認する書類】

次の、①～③のいずれかの方法で、コピーを裏面の貼付用台紙に貼付し、申請書と併せてご返送ください。

	個人番号の確認	本人であることの確認
①	 <p>個人番号カードのコピー （裏面+表面でOK）</p>	
②	 <p>通知カード</p>	<p>住民票 （個人番号あり）</p> <p>+</p> <p>運転免許証 or パスポート 等</p> <p>顔写真入り身分証明書のコピー</p>
③	 <p>通知カード</p>	<p>住民票 （個人番号あり）</p> <p>+</p> <p>健康保険証 年金手帳 児童扶養手当証書 等</p> <p>顔写真なしの身分証明書のコピー2つ</p>